

香美町介護保険個人情報提供要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）の規定による居宅サービス、居宅介護支援又は施設サービス（以下「居宅サービス等」という。）の提供等が適切に行われるために、当該居宅サービス等の提供を受ける者その他の者に香美町個人情報保護条例（平成 1 7 年香美町条例第 1 3 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定による個人情報の提供（以下「記録情報の提供」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(記録情報の提供)

第 3 条 町長が記録情報を提供する場合は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス等を適切に利用し、又は提供するために必要がある場合
- (2) 要介護認定申請等の判定が非該当となったが、記録情報を提供する必要がある場合

(提供を行う個人情報)

第 4 条 町長は、次に掲げる書類等に記載している個人情報を提供することができる。

- (1) 介護保険 認定調査票
- (2) 介護保険 主治医意見書
- (3) 介護認定審査会資料（判定結果を含む）
- (4) 介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 2 8 条の 2 に規定する負担割合証の負担割合

(主治医意見書に係る提供の制限)

第 5 条 前条第 2 号の規定にかかわらず、主治医意見書中に居宅サービス等に提供することについて同意しない旨の記載がされているときは、主治医意見書を作成した医師の氏名並びにその属する医療機関の名称及び所在地についてのみ行う。

- 2 主治医意見書に係る個人情報の本人等に対する提供は、あらかじめ、提供することについて、当該医師の書面による同意を得て行わなければならない。
- 3 前項の場合において、同意が得られないときは又は同意の求めに対する回答が得られないときは、提供を行うことができない。ただし、一部分においてのみ同意が得られない場合は、その部分を除いて提供を行うことができる。

(記録情報の提供を受けることができる者)

第6条 記録情報の提供を受けることができる者は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 条例第2条第2号に規定する個人情報の本人（以下「本人」という。）又は記録情報の提供を受けることについて本人の同意を得た親族等（以下「本人等」という。）
 - (2) 本人の居宅介護サービス計画を作成する指定居宅介護支援事業者
 - (3) 本人の介護予防サービス計画を作成又は介護予防ケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業者
 - (4) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している指定施設サービス事業者
 - (5) 本人と短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に係る契約を締結し、又は締結を予定している事業者
 - (6) 本人と小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している事業者
 - (7) 本人と複合サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している事業者
 - (8) 本人と介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している事業者
 - (9) 本人と介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している事業者
- 2 前項第2号から第9号に掲げる者は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者である本人と当該居宅サービス等の提供に係る契約を締結し、又は締結する予定

の者に限り、記録情報の提供を受けることができる。

(記録情報の提供の申請)

第7条 記録情報の提供を受けようとする者は、要介護認定等の情報提供申請書(別記様式)を町長に提出しなければならない。

(提供の方法)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに閲覧又は写しの交付による方法によって記録情報の提供を行うものとする。

(遵守事項)

第9条 記録情報の提供を受けた者(本人等を除く。)は、当該記録情報の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 居宅サービス等を提供する目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 記録情報の改ざん、滅失、損傷その他事故を防止し、事故があったときは、直ちに町長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 記録情報の内容を他に漏らさないこと。
- (4) 従事者に対し、前3号の事項を遵守させるための十分な措置を講ずること。
- (5) 第三者に記録情報を取り扱わせないこと。
- (6) 記録情報を保有する必要がなくなったときは、当該記録情報その他記録情報が記載された書類等を速やかに廃棄し、又は消去すること。
- (7) その他町長の指示等に従うこと。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第35号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。